

5 高教福第 815 号  
令和 5 年 9 月 14 日

各県立学校長 様

高知県教育長  
(公印省略)

教職員の懲戒処分の指針の改正について (通知)

平素より、本県教育の振興にご尽力いただきありがとうございます。

さて、教職員による不祥事は、当該教職員だけの問題ではなく、本県における公教育全体の信頼を損なうものであり、本県の教育関係者が総力を挙げて防止に取り組まなければならないものです。特に、教職員が児童生徒に対して性暴力等を行うことは、児童生徒の尊厳と権利を著しく侵害し、生涯にわたって回復し難い心理的外傷その他の心身に対する重大な影響を与えるものであり、断じて許されるものではありません。教育委員会・学校が一丸となって事案の発生防止に取り組むことはもちろんのこと、仮に事案が確認されれば、厳正に対処しなければなりません。

令和 4 年 4 月 1 日に施行された「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律(以下「児童生徒性暴力等防止法」という。)」では、被害を受けた児童生徒等の同意や当該児童生徒等に対する暴行、脅迫等の有無を問わず、刑法上の性犯罪の対象とならない行為を含め、児童生徒等への身体の一部(性的な部位に限らない)に触れることや、性的羞恥心を害し心身に有害な影響を与える言動などを「児童生徒性暴力等」と定義しています。また、併せて文部科学省より出された「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」においては、教職員による児童生徒性暴力等があった場合には、原則として懲戒免職とするなど、法の基本理念等を踏まえた厳正な懲戒処分を行う必要があると示されています。

県教育委員会としましても、従前より本県の教職員の懲戒処分の指針に沿って、「児童生徒性暴力等」として定義される児童生徒へのわいせつ行為や特に悪質なセクシュアル・ハラスメントについては、免職とする考えのもとに、厳正な対応を行ってきたところです。今般、本県の教職員の懲戒処分の指針について、児童生徒性暴力等防止法の関係性の明確化を図る趣旨から改正を行い、児童生徒等への児童生徒性暴力等に該当する行為については免職とする、と明示する形で整理しました。なお、法の趣旨を踏まえ、児童生徒等とは、自校・他校の別を問わず、学校に在籍していない 18 歳未満の者も含まれます。

また、従前から厳正な対応を行ってきた不同意性交等罪(強制性交等罪から改正)についても、教職員の懲戒処分の指針における公務外非行関係の標準例に明記することとしました。

つきましては、今回の教職員の懲戒処分の指針の改正の趣旨について、全教職員への周知の徹底をお願いします。また、令和 5 年 7 月 28 日付け 5 高教福第 616 号にて発出しました児童生徒性暴力等防止法の一部改正等に係る通知についても、改めて周知をよろしくをお願いします。

【本件担当】

高知県教育委員会事務局高等学校課  
課長補佐 越野 正規  
TEL. 088-821-4852 FAX. 088-821-4547  
MAIL : 311701@ken.pref.kochi.lg.jp

5 高教福第 815 号  
令和 5 年 9 月 14 日

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育長  
（公印省略）

### 教職員の懲戒処分の指針の改正について（通知）

平素より、本県教育の振興にご尽力いただきありがとうございます。

さて、教職員による不祥事は、当該教職員だけの問題ではなく、本県における公教育全体の信頼を損なうものであり、本県の教育関係者が総力を挙げて防止に取り組まなければならないものです。特に、教職員が児童生徒に対して性暴力等を行うことは、児童生徒の尊厳と権利を著しく侵害し、生涯にわたって回復し難い心理的外傷その他の心身に対する重大な影響を与えるものであり、断じて許されるものではありません。教育委員会・学校が一丸となって事案の発生防止に取り組むことはもちろんのこと、仮に事案が確認されれば、厳正に対処しなければなりません。

令和 4 年 4 月 1 日に施行された「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（以下「児童生徒性暴力等防止法」という。）」では、被害を受けた児童生徒等の同意や当該児童生徒等に対する暴行、脅迫等の有無を問わず、刑法上の性犯罪の対象とならない行為を含め、児童生徒等への身体の一部（性的な部位に限らない）に触れることや、性的羞恥心を害し心身に有害な影響を与える言動などを「児童生徒性暴力等」と定義しています。また、併せて文部科学省より出された「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」においては、教職員による児童生徒性暴力等があった場合には、原則として懲戒免職とするなど、法の基本理念等を踏まえた厳正な懲戒処分を行う必要があると示されています。

県教育委員会としましても、従前より本県の教職員の懲戒処分の指針に沿って、「児童生徒性暴力等」として定義される児童生徒へのわいせつ行為や特に悪質なセクシュアル・ハラスメントについては、免職とする考えのもとに、厳正な対応を行ってきたところです。今般、本県の教職員の懲戒処分の指針について、児童生徒性暴力等防止法の関係性の明確化を図る趣旨から改正を行い、児童生徒等への児童生徒性暴力等に該当する行為については免職とする、と明示する形で整理しました。なお、法の趣旨を踏まえ、児童生徒等とは、自校・他校の別を問わず、学校に在籍していない 18 歳未満の者も含まれます。

また、従前から厳正な対応を行ってきた不同意性交等罪（強制性交等罪から改正）についても、教職員の懲戒処分の指針における公務外非行関係の標準例に明記することとしました。

つきましては、今回の教職員の懲戒処分の指針の改正の趣旨について、各学校への周知の徹底をお願いします。また、令和 5 年 7 月 28 日付け 5 高教福第 616 号にて発出しました児童生徒性暴力等防止法の一部改正等に係る通知についても、改めて周知をよろしくお願いします。

**【本件担当】**

高知県教育委員会事務局小中学校課  
課長補佐 宮本 雅之  
TEL. 088-821-4639 FAX. 088-821-4926  
MAIL : masayuki\_miyamoto@ken2.pref.kochi.lg.jp

教職員の懲戒処分の指針 新旧対応表

(新)	(旧)
<p>第2 標準例</p> <p>1 一般服務関係</p> <p>(7) 違法な職員団体活動</p> <p>ア 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第37条第1項前段の規定に違反して同盟罷業、怠業その他の争議行為をなし、若しくは県又は市町村の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をした教職員は、減給又は戒告とする。</p>	<p>第2 標準例</p> <p>1 一般服務関係</p> <p>(7) 違法な職員団体活動</p> <p>ア 地方公務員法第37条第1項前段の規定に違反して同盟罷業、怠業その他の争議行為をなし、若しくは県又は市町村の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をした教職員は、減給又は戒告とする。</p>
<p>(9) 政治的行為の制限違反</p> <p>ア 教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第18条第1項、地方公務員法第36条第1項又は第2項の規定に違反して政治的行為をした教職員は、減給又は戒告とする。</p> <p>イ 教育公務員特例法第18条第1項又は地方公務員法第36条第3項の規定に違反して政治的行為を行うよう教職員に求める等の行為をした教職員は、停職又は減給とする。</p> <p>ウ 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第136条の2の規定に違反して、公務員の地位を利用して選挙運動をした教職員は、免職又は停職とする。</p>	<p>(9) 政治的行為の制限違反</p> <p>ア 教育公務員特例法第18条第1項、地方公務員法第36条第1項又は第2項の規定に違反して政治的行為をした教職員は、減給又は戒告とする。</p> <p>イ 教育公務員特例法第18条第1項又は地方公務員法第36条第3項の規定に違反して政治的行為を行うよう教職員に求める等の行為をした教職員は、停職又は減給とする。</p> <p>ウ 公職選挙法第136条の2の規定に違反して、公務員の地位を利用して選挙運動をした教職員は、免職又は停職とする。</p>
<p>2 児童生徒等に対する非違行為関係</p> <p>(1) 体罰等</p> <p>ア 体罰を加えたことにより、児童生徒等を死亡させ、又は重大な後遺症が残る傷害を負わせた教職員は、免職又は停職とする。</p>	<p>2 児童生徒に対する非違行為関係</p> <p>(1) 体罰等</p> <p>ア 体罰を加えたことにより、児童生徒を死亡させ、又は重大な後遺症が残る傷害を負わせた教職員は、免職又は停職とする。</p>

イ 体罰を加えたことにより、児童生徒等に重傷を負わせた教職員は、停職又は減給とする。

ウ 体罰を加えたことにより、児童生徒等に軽傷を負わせた教職員は、停職、減給又は戒告とする。

エ ア～ウの場合以外で、児童生徒等に体罰を加えた教職員は、減給又は戒告とする。

オ 児童生徒等に対し、心情を傷つける乱暴な言葉、存在を無視すること又は心情を傷つけるような噂を広める等の不適切な指導を行い、精神的苦痛を与えた教職員は、停職、減給又は戒告とする。

イ 体罰を加えたことにより、児童生徒に重傷を負わせた教職員は、停職又は減給とする。

ウ 体罰を加えたことにより、児童生徒に軽傷を負わせた教職員は、停職、減給又は戒告とする。

エ ア～ウの場合以外で、児童生徒に体罰を加えた教職員は、減給又は戒告とする。

オ 児童生徒に対し、心情を傷つける乱暴な言葉、存在を無視すること又は心情を傷つけるような噂を広める等の不適切な指導を行い、精神的苦痛を与えた教職員は、停職、減給又は戒告とする。

(2) 性犯罪・性暴力等

ア 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）第2条第3項各号に掲げられた「児童生徒性暴力等」に該当する以下の行為を行った教職員は、免職とする。

① 児童生徒等に性交等（刑法（明治40年法律第45号）第177条第1項に規定する性交等をいう。以下同じ。）をすること又は児童生徒等をして性交等をさせること（児童生徒等から暴行又は脅迫を受けて当該児童生徒等に性交等をした場合及び児童生徒等の心身に有害な影響を与えるおそれがないと認められる特別の事情がある場合を除く。）。

② 児童生徒等にわいせつな行為をすること又は児童生徒等をしてわいせつな行為をさせること（①に掲げるものを除く。）。

③ 刑法第182条の罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号。④において「児童ポルノ法」という。）第5条から第8条までの罪又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及

(2) わいせつな行為等

ア 児童生徒に対してわいせつな行為を行った教職員は、免職とする。

び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和5年法律第67号）第2条から第6条までの罪（児童生徒等に係るものに限る。）に当たる行為をすること（①及び②に掲げるものを除く）。

④ 児童生徒等に次に掲げる行為（児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものに限る。）であつて児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせるようなものを行うこと又は児童生徒等をしてそのような行為をさせること（①～③に掲げるものを除く）。

○ 衣服その他の身に着ける物の上から又は直接に人の性的な部位（児童ポルノ法第2条第3項第3号に規定する性的な部位をいう。）その他の身体の一部に触れること。

○ 通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、又は撮影する目的で写真機その他の機器を差し向け、若しくは設置すること。

⑤ 児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であつて、児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものを行うこと（①～④に掲げるものを除く）。

イ 児童生徒等に対してセクシュアル・ハラスメント又はこれと同等の行為（アに該当するものを除く）を行った教職員は、停職、減給又は戒告とする。この場合において、セクシュアル・ハラスメント又はこれと同等の行為を繰り返すなど特に悪質なときは、免職又は停職とする。

イ 児童生徒に対してセクシュアル・ハラスメント又はこれと同等の行為を行った教職員は、停職、減給又は戒告とする。この場合において、セクシュアル・ハラスメント又はこれと同等の行為を繰り返すなど特に悪質なときは、免職又は停職とする。

<p>(注) 児童生徒等とは、自校・他校の別を問わない。また、学校に在籍していない18歳未満の者を含む。</p> <p>(注) 処分を行うに際しては、具体的な行為の態様、悪質性等も情状として考慮の上判断するものとする。</p>	<p>(注) 処分を行うに際しては、具体的な行為の態様、悪質性等も情状として考慮の上判断するものとする。</p>
<p>4 公務外非行関係</p> <p>(12) 不同意の性交等及びわいせつな行為 相手が同意しない意志を形成したり、表明したり、全うすることが難しい状態で、性交等を行った教職員は免職とする。同様に、わいせつな行為を行った者は免職又は停職とする。</p>	<p>4 公務外非行関係</p> <p>(12) 淫行 18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行をした教職員は、免職又は停職とする。</p>
<p>(13) 痴漢行為 公共の場所又は乗物において痴漢行為（4（12）に規定するものを除く。）をした教職員は、停職又は減給とする。</p>	<p>(13) 痴漢行為 公共の場所又は乗物において痴漢行為をした教職員は、停職又は減給とする。</p>

# 教職員の懲戒処分の指針

令和 2 年 4 月 1 日  
令和 5 年 9 月 1 4 日改正  
高 知 県 教 育 委 員 会

## 第 1 基本事項

### 1 目的

本指針は、高知県教育委員会が任命する教職員が、全体の奉仕者として相応しくない非行や違法行為（以下、「非違行為」という。）を行った場合に想定される標準的な懲戒処分の量定を明らかにすることにより、教職員の公務員としての自覚を求め、教育に携わる教職員による非違行為の未然防止及び抑止を図り、もって県民の教育に対する信頼を確保することを目的とする。

### 2 処分量定の決定

本指針は、代表的な事例を選び、それぞれにおける標準的な懲戒処分の種類を掲げたものである。具体的な処分量定の決定に当たっては、

- ① 非違行為の動機、態様及び結果はどのようなものであったか
- ② 故意又は過失の度合いはどの程度であったか
- ③ 非違行為を行った教職員の職責はどのようなものであったか、その職責は非違行為との関係でどのように評価すべきか
- ④ 他の教職員及び社会に与える影響はどのようなものであるか
- ⑤ 過去に非違行為を行っているか

等のほか、適宜、日頃の勤務態度や非違行為後の対応等も含め総合的に考慮のうえ、判断するものとする。したがって、個別の事案の内容によっては、標準例に掲げる処分の種類以外とすることもあり得る。

なお、標準例に掲げられていない非違行為についても、懲戒処分の対象となり得るものであり、これらについては標準例に掲げる取扱いを参考としつつ判断する。

## 第 2 標準例

### 1 一般服務関係

#### (1) 欠勤

- ア 正当な理由なく 10 日以内の間勤務を欠いた教職員は、減給又は戒告とする。
- イ 正当な理由なく 11 日以上 20 日以内の間勤務を欠いた教職員は、停職又は減給とする。
- ウ 正当な理由なく 21 日以上の間勤務を欠いた教職員は、免職又は停職とする。

#### (2) 遅刻・早退

勤務時間の始め又は終わりに繰り返し勤務を欠いた教職員は、戒告とする。

#### (3) 休暇の虚偽申請

病気休暇又は特別休暇について虚偽の申請をした教職員は、減給又は戒告とする。

#### (4) 勤務態度不良

勤務時間中に職場を離脱して職務を怠り、公務の運営に支障を生じさせた教職員は、減給又は戒告とする。

#### (5) 職場内秩序を乱す行為

- ア 他の教職員に対する暴行により職場の秩序を著しく乱した教職員は、停職又は減給とする。
- イ 他の教職員に対する暴言により職場の秩序を著しく乱した教職員は、減給又は戒告とする。

#### (6) 虚偽報告

事実をねつ造して虚偽の報告を行った教職員は、減給又は戒告とする。

(7) 違法な職員団体活動

ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第37条第1項前段の規定に違反して同盟罷業、怠業その他の争議行為をなし、若しくは県又は市町村の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をした教職員は、減給又は戒告とする。

イ 地方公務員法第37条第1項後段の規定に違反して同項前段に規定する違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおった教職員は、免職又は停職とする。

(8) 秘密漏えい

ア 職務上知ることのできた秘密を故意に漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた教職員は、免職又は停職とする。この場合において、自己の不正な利益を図る目的で秘密を漏らした教職員は、免職とする。

イ 具体的に命令され、又は注意喚起された情報セキュリティ対策を怠ったことにより、職務上の秘密が漏えいし、公務の運営に重大な支障を生じさせた教職員は、停職、減給又は戒告とする。

(9) 政治的行為の制限違反

ア 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第18条第1項、地方公務員法第36条第1項又は第2項の規定に違反して政治的行為をした教職員は、減給又は戒告とする。

イ 教育公務員特例法第18条第1項又は地方公務員法第36条第3項の規定に違反して政治的行為を行うよう教職員に求める等の行為をした教職員は、停職又は減給とする。

ウ 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第136条の2の規定に違反して、公務員の地位を利用して選挙運動をした教職員は、免職又は停職とする。

エ 公職選挙法第137条の規定に違反して、学校の児童生徒に対する教育上の地位を利用して選挙運動をした教職員は、免職又は停職とする。

(10) 兼業の承認等を得る手続の怠

営利企業の役員等の職を兼ね、若しくは自ら営利企業を営むことの承認を得る手続又は報酬を得て、営利企業以外の事業の団体の役員等を兼ね、その他事業若しくは事務に従事することの許可を得る手続を怠り、これらの兼業を行った教職員は、減給又は戒告とする。

(11) 入札談合等に関与する行為

入札等により行う契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格等の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行った教職員は、免職又は停職とする。

(12) 個人の秘密情報の目的外収集

その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した教職員は、減給又は戒告とする。

(13) 公文書の不適正な取扱い

ア 公文書を偽造し、若しくは変造し、若しくは虚偽の公文書を作成し、又は公文書を毀棄した教職員は、免職又は停職とする。

イ 決裁文書を改ざんした教職員は、免職又は停職とする。

ウ 公文書を改ざんし、紛失し、又は誤って廃棄し、その他不適正に取り扱ったことにより、公務の運営に重大な支障を生じさせた教職員は、停職、減給又は戒告とする。

(14) セクシュアル・ハラスメント（他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び他の教職員を不快にさせる職場外における性的な言動）

ア 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした教職員は、免職又は停職とする。



イ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動（以下「わいせつな言辞等の性的な言動」という。）を繰り返した教職員は、停職又は減給とする。この場合においてわいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したときは、当該教職員は免職又は停職とする。

ウ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的な言動を行った教職員は、減給又は戒告とする。

(15) パワー・ハラスメント（職務に関する優先的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、教職員に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、教職員の人格若しくは尊厳を害し、又は教職員の勤務環境を害することとなるようなもの）

ア パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手に著しい精神的又は身体的な苦痛を与えた教職員は、停職、減給又は戒告とする。

イ パワー・ハラスメントを行ったことについて指導、注意等を受けたにもかかわらず、パワー・ハラスメントを繰り返した教職員は、停職又は減給とする。

ウ パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた教職員は、免職、停職又は減給とする。

(注) (14)及び(15)に関する事案について処分を行うに際しては、具体的な行為の態様、悪質性等も情状として考慮の上判断するものとする。

## 2 児童生徒等に対する非違行為関係

### (1) 体罰等

ア 体罰を加えたことにより、児童生徒等を死亡させ、又は重大な後遺症が残る傷害を負わせた教職員は、免職又は停職とする。

イ 体罰を加えたことにより、児童生徒等に重傷を負わせた教職員は、停職又は減給とする。

ウ 体罰を加えたことにより、児童生徒等に軽傷を負わせた教職員は、停職、減給又は戒告とする。

エ ア～ウの場合以外で、児童生徒等に体罰を加えた教職員は、減給又は戒告とする。

オ 児童生徒等に対し、心情を傷つける乱暴な言葉、存在を無視すること又は心情を傷つけるような噂を広める等の不適切な指導を行い、精神的苦痛を与えた教職員は、停職、減給又は戒告とする。

### (2) 性犯罪・性暴力等

ア 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）第2条第3項各号に掲げられた「児童生徒性暴力等」に該当する以下の行為を行った教職員は、免職とする。

① 児童生徒等に性交等（刑法（明治40年法律第45号）第177条第1項に規定する性交等をいう。以下同じ。）をすること又は児童生徒等をして性交等をさせること（児童生徒等から暴行又は脅迫を受けて当該児童生徒等に性交等をした場合及び児童生徒等の心身に有害な影響を与えるおそれがないと認められる特別の事情がある場合を除く。）。

② 児童生徒等にわいせつな行為をすること又は児童生徒等をしてわいせつな行為をさせること（①に掲げるものを除く。）。

③ 刑法第182条の罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号。④において「児童ポルノ法」という。）第5条から第8条までの罪又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和5年法律第67号）第

2条から第6条までの罪（児童生徒等に係るものに限る。）に当たる行為をすること（①及び②に掲げるものを除く）。

④ 児童生徒等に次に掲げる行為（児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものに限る。）であって児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせるようなものを行うこと又は児童生徒等をしてそのような行為をさせること（①～③に掲げるものを除く）。

○ 衣服その他の身に着ける物の上から又は直接に人の性的な部位（児童ポルノ法第2条第3項第3号に規定する性的な部位をいう。）その他の身体の一部に触れること。

○ 通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、又は撮影する目的で写真機その他の機器を差し向け、若しくは設置すること。

⑤ 児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であって、児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものを行うこと（①～④に掲げるものを除く）。

イ 児童生徒等に対してセクシュアル・ハラスメント又はこれと同等の行為（アに該当するものを除く。）を行った教職員は、停職、減給又は戒告とする。この場合において、セクシュアル・ハラスメント又はこれと同等の行為を繰り返すなど特に悪質なときは、免職又は停職とする。

(注) 児童生徒等とは、自校・他校の別を問わない。また、学校に在籍していない18歳未満の者を含む。

(注) 処分を行うに際しては、具体的な行為の態様、悪質性等も情状として考慮の上判断するものとする。

### 3 公金公物取扱い関係

#### (1) 横領

公金又は公物を横領した教職員は、免職とする。

#### (2) 窃取

公金又は公物を窃取した教職員は、免職とする。

#### (3) 詐取

人を欺いて公金又は公物を交付させた教職員は、免職とする。

#### (4) 紛失

公金又は公物を紛失した教職員は、戒告とする。

#### (5) 盗難

重大な過失により公金又は公物の盗難に遭った教職員は、戒告とする。

#### (6) 公物損壊

故意に職場において公物を損壊した教職員は、減給又は戒告とする。

#### (7) 失火

過失により職場において公物の出火を引き起こした教職員は、戒告とする。

#### (8) 諸給与の違法支払・不適正受給

故意に法令に違反して諸給与を不正に支給した教職員及び故意に届出を怠り、又は虚偽の届出をするなどして諸給与を不正に受給した教職員は、減給又は戒告とする。

#### (9) 公金公物処理不適正

自己保管中の公金の流用等公金又は公物の不適正な処理をした教職員は、減給又は戒告とする。

#### (10) コンピュータの不適正使用

職場のコンピュータをその職務に関連しない不適正な目的で使用し、公務の運営に支障を生

じさせた教職員は、減給又は戒告とする。

#### 4 公務外非行関係

##### (1) 放火

放火をした教職員は、免職とする。

##### (2) 殺人

人を殺した教職員は、免職とする。

##### (3) 傷害

人の身体を傷害した教職員は、停職又は減給とする。

##### (4) 暴行・けんか

暴行を加え、又はけんかをした教職員が人を傷害するに至らなかったときは、減給又は戒告とする。

##### (5) 器物損壊

故意に他人の物を損壊した教職員は、減給又は戒告とする。

##### (6) 横領

ア 自己の占有する他人の物を横領した教職員は、免職又は停職とする。

イ 遺失物、漂流物その他占有を離れた他人の物を横領した教職員は、減給又は戒告とする。

##### (7) 窃盗・強盗

ア 他人の財物を窃取した教職員は、免職又は停職とする。

イ 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した教職員は、免職とする。

##### (8) 詐欺・恐喝

人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させた教職員は、免職又は停職とする。

##### (9) 賭博

ア 賭博をした教職員は、減給又は戒告とする。

イ 常習として賭博をした教職員は、停職とする。

##### (10) 麻薬等の所持等

麻薬、大麻、あへん、覚醒剤、危険ドラッグ等の所持、使用、譲渡等をした教職員は、免職とする。

##### (11) 酩酊による粗野な言動等

酩酊して、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をした教職員は、減給又は戒告とする。

##### (12) 不同意の性交等及びわいせつな行為

相手が同意しない意志を形成したり、表明したり、全うすることが難しい状態で、性交等を行った教職員は免職とする。同様に、わいせつな行為を行った者は免職又は停職とする。

##### (13) 痴漢行為

公共の場所又は乗物において痴漢行為（4（12）に規定するものを除く。）をした教職員は、停職又は減給とする。

##### (14) 盗撮行為

公共の場所若しくは乗物において他人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体の盗撮行為をし、又は通常衣服の全部若しくは一部を着けていない状態となる場所における他人の姿態の盗撮行為をした教職員は、停職又は減給とする。

#### 5 飲酒運転・交通事故・交通法規違反関係

##### (1) 飲酒運転

ア 酒酔い運転及び酒気帯び運転をした教職員は、免職とする。ただし、いわゆる二日酔いによる酒気帯び運転をした教職員は、免職又は停職とする。

イ 飲酒運転をした教職員に対し、車両若しくは酒類を提供し、若しくは飲酒をすすめた教職員又は教職員の飲酒を知らずながら当該教職員が運転する車両に同乗した教職員は、飲酒運転をした教職員に対する処分量定、当該飲酒運転への関与の程度等を考慮して、免職、停職、減給又は戒告とする。

(2) 飲酒運転以外での交通事故（人身事故を伴うもの）

ア 重大な過失により交通事故を起こし、人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた教職員は、免職、停職又は減給とする。この場合において措置義務違反をした教職員は、免職又は停職とする。

イ 重大な過失により交通事故を起こし、人に傷害を負わせた教職員は、減給又は戒告とする。この場合において措置義務違反をした教職員は、停職又は減給とする。

(3) 飲酒運転以外の交通法規違反

著しい速度超過等の悪質な交通法規違反をした教職員は、減給又は戒告とする。この場合において物の損壊に係る交通事故を起こして措置義務違反をした教職員は、停職又は減給とする。

(注) 処分を行うに際しては、過失の程度や事故後の対応等も情状として考慮の上判断するものとする。

## 6 監督責任関係

(1) 指導監督不適正

教職員が懲戒処分を受ける等した場合で、管理監督者としての指導監督に適正を欠いていた教職員は、減給又は戒告とする。

(2) 非行の隠ぺい、黙認

教職員の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認した教職員は、停職又は減給とする。

標準例一覧

高知県教育委員会

事 由		免職	停職	減給	戒告
1 一 般 服 務 関 係	(1) 欠勤				
	ア 10日以内			●	●
	イ 11日以上20日以内		●	●	
	ウ 21日以上	●	●		
	(2) 遅刻・早退				●
	(3) 休暇の虚偽申請			●	●
	(4) 勤務態度不良			●	●
	(5) 職場内秩序を乱す行為				
	ア 暴行		●	●	
	イ 暴言			●	●
	(6) 虚偽報告			●	●
	(7) 違法な職員団体活動				
	ア 単純参加			●	●
	イ あおり・そそのかし	●	●		
	(8) 秘密漏えい				
	ア 故意の秘密漏えい	●	●		
	自己の不正な利益を図る目的	●			
	イ 情報セキュリティ対策のけ怠による秘密漏えい		●	●	●
	(9) 政治的行為の制限違反				
	ア 直接運動			●	●
イ あおり・そそのかし		●	●		
ウ 公務員の地位の利用	●	●			
エ 教育上の地位の利用	●	●			
(10) 兼業の承認等を得る手続きのけ怠			●	●	
(11) 入札談合等に関する行為	●	●			
(12) 個人の秘密情報の目的外収集			●	●	
(13) 公文書の不適正な取扱い					
ア 公文書の偽造・変造、虚偽の公文書の作成	●	●			
イ 決裁文書の改ざん	●	●			
ウ 公文書の改ざん、誤って廃棄		●	●	●	
(14) セクシュアル・ハラスメント					
ア 強制わいせつ、上司等の影響力利用	●	●			
イ 性的な言動の繰り返し		●	●		
執拗な繰り返しによる精神疾患罹患	●	●			
ウ 性的な言動			●	●	
(15) パワー・ハラスメント					
ア 著しい精神的又は身体的な苦痛		●	●	●	
イ 指導、注意等を受けたにもかかわらず繰り返す		●	●		
ウ 強度の心的ストレスの重積による精神疾患罹患	●	●	●		

事 由		免職	停職	減給	戒告
2 児童生徒に対する非違行為関係	(1) 体罰等				
	ア 死亡、重大な後遺症等	●	●		
	イ 重傷を負わせる		●	●	
	ウ 軽傷を負わせる		●	●	●
	エ ア～ウ以外の体罰			●	●
	オ 不適切な指導		●	●	●
	(2) 性犯罪・性暴力等				
	ア 児童生徒性暴力等	●			
	イ セクシュアル・ハラスメント等		●	●	●
	線り返す等の悪質性あり	●	●		
3 公金公物取扱い関係	(1) 横領	●			
	(2) 窃取	●			
	(3) 詐取	●			
	(4) 紛失				●
	(5) 盗難				●
	(6) 公物損壊			●	●
	(7) 失火				●
	(8) 諸給与の違法支払・不適正受給			●	●
	(9) 公金公物処理不適正			●	●
	(10) コンピュータの不適正使用			●	●
4 公務外非行関係	(1) 放火	●			
	(2) 殺人	●			
	(3) 傷害		●	●	
	(4) 暴行・けんか			●	●
	(5) 器物損壊			●	●
	(6) 横領				
	ア 横領	●	●		
	イ 遺失物等横領			●	●
	(7) 窃盗・強盗				
	ア 窃盗	●	●		
	イ 強盗	●			
	(8) 詐欺・恐喝	●	●		
	(9) 賭博				
	ア 賭博			●	●
イ 常習賭博		●			
(10) 麻薬等の所持等	●				
(11) 酩酊による粗野な言動等			●	●	
(12) 不同意の性交等及びわいせつな行為	●	●			
(13) 痴漢行為		●	●		
(14) 盗撮行為		●	●		

事 由		免職	停職	減給	戒告
5 飲 酒 運 転 ・ 交 通 事 故 ・ 交 通 法 規 違 反 関 係	(1) 飲酒運転				
	ア 酒酔い・酒気帯び	●			
	いわゆる二日酔いによる酒気帯び	●	●		
	イ 飲酒運転者への車両提供、同乗行為等	●	●	●	●
	(2) 飲酒運転以外の人身事故				
	ア 死亡、重篤な傷害	●	●	●	
	措置義務違反あり	●	●		
	イ 傷害			●	●
	措置義務違反あり		●	●	
	(3) 飲酒運転以外の交通法規違反				
著しい速度超過等悪質な交通法規違反			●	●	
物損・措置義務違反あり		●	●		
6 監 督 責 任	(1) 指導監督不適正			●	●
	(2) 非行の隠ぺい、黙認		●	●	

## 児童生徒性暴力等に該当する行為

**懲戒免職**となります!



＜児童生徒性暴力等防止法第2条第3項に該当する以下の行為＞

- ① 児童生徒等に性交等（刑法第177条第1項に規定する性交等をいう。以下同じ。）をすること又は児童生徒等をして性交等をさせること（児童生徒等から暴行又は脅迫を受けて当該児童生徒等に性交等をした場合及び児童生徒等の心身に有害な影響を与えるおそれがないと認められる特別の事情がある場合を除く。）。
- ② 児童生徒等にわいせつな行為をすること又は児童生徒等をしてわいせつな行為をさせること（①に掲げるものを除く。）。
- ③ 刑法第182条の罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（④において「児童ポルノ法」という。）第5条から第8条までの罪又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第2条から第6条までの罪（児童生徒等に係るものに限る。）に当たる行為をすること（①及び②に掲げるものを除く。）。
- ④ 児童生徒等に次に掲げる行為（児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものに限る。）であって児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせるようなものをする事又は児童生徒等をしてそのような行為をさせること（①～③に掲げるものを除く。）。
  - 衣服その他の身に着ける物の上から又は直接に人の性的な部位（児童ポルノ法第2条第3項第3号に規定する性的な部位をいう。）その他の身体の一部に触れること。
  - 通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、又は撮影する目的で写真機その他の機器を差し向け、若しくは設置すること。
- ⑤ 児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であって、児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものをする事（①～④に掲げるものを除く。）。

※児童生徒等とは、自校・他校の別を問わない。また、学校に在籍していない18歳未満の者を含む。

## 不同意性交等に該当する行為

**懲戒免職**となります!



- ① 暴行又は脅迫、②心身の障害、③アルコール又は薬物の影響、④睡眠その他の意識不明瞭、⑤同意しない意思を形成、表明又は全うするいとまの不存在（不意打ち等）、⑥予想と異なる事態との直面に起因する恐怖又は驚愕（フリーズ等）、⑦虐待に起因する心理的反応（虐待による無力感・恐怖心等）、⑧経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力による不利益の憂慮
- ①～⑧のいずれかを原因として、同意しない意思を形成したり、表明したり、全うすることが難しい状態に乗じて行われる性交等